

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：14302

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530621

研究課題名(和文) 環境リスクの社会的受容をめぐる承認と連帯の形式に関する比較社会学的研究

研究課題名(英文) Sociological study over the social acceptance of environmental risks

研究代表者

土屋 雄一郎 (TSUCHIYA, Yuichiro)

京都教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70434909

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：20世紀が富の生産と分配に社会的問題が集中した時代であったとするならば、21世紀は、リスクからの回避の仕組みがいかに地域や社会階層に配置されるかが問題となる社会だといえる。NIMBY (Not-In-My-Backyard) という態度や考え方は、環境リスクの社会的受容にかかわる意思決定の阻害要因であるとされてきたが、本研究では、問題に向き合わざるを得なくなった地域社会の現実を焦点をあてる。出来事に対処する地域の巧みな戦術と直面する困難について論じながら、公益性(全体社会)と私権(個別社会)との折り合いのつけ方や負担のあり方について、接合知の可能性という観点から共存の再構築をめぐる検討した。

研究成果の概要(英文)： While the production and distribution of wealth were key social issues during the 20th century, the society of the 21st century will be facing the issue of how risk-averting systems should be placed within a region and social hierarchy.

In this study, NIMBY thinking has been observed as a deterrent to decision making related to the social acceptance of environmental risks. This study will instead focus on the realities of regional societies that have been forced to confront these issues. On the basis of a discussion conducted on the ingenious local strategies in order to deal with occurring events and the difficulties faced in doing so, this study aims to discover clues for solving problems regarding the "reconstruction of coexistence" between the distribution of environmental risk within the society as a whole and the reconstruction of the safety of regional societies.

研究分野：社会学

キーワード：環境社会学 廃棄物問題 NIMBY 合意形成 環境正義 地域社会

### 1. 研究開始当初の背景

20世紀が富の生産と分配に社会的問題の集中した時代であったとするなら、21世紀はリスクからの回避の仕組みがいかに地域や社会階層に配置されるかが問題となる社会であろう。原子力発電所、基地、廃棄物処分場の立地など、社会的必要性は認めつつも、当事者にとって迷惑と感ぜられる公共財に起因する環境紛争の深刻化は、この問題のもっとも典型的な現れの一つだといえる。とくに、災害型環境リスクによる環境破壊の実態が顕在化するなかで、災害廃棄物の広域処理をめぐる、震災(原子力災害を含む)からの復旧、復興という「公共の正義」に対しリスクの配分にかかわって争点化されるNIMBY(注)という課題への対処が、研究主題として、喫緊の政策課題として問われている。

日本の環境社会学の研究領域では、参加型民主主義の重要性が、おもにコミュニケーション的合理性論を基軸に議論され、場の公開性や運営の民主性、討論の対象となるデータの科学性をいかに保証するかが問われてきた。その一方で、こうした議論が前提としてきた西欧型の市民社会はあらゆる社会において整合的ではないし、個人をどのように捉えるのか、またコミュニティの意味づけも社会によって大きな変異を想定せざるをえないといった疑問や批判がある。しかし、人間の社会文化的生活に固有なコミュニケーション的行為に際し了解を可能とするコンテクストを形成しようとするなかで、日常実践のなかに近代の合理性概念の資源を再発見し、そのものの組み替えをはかる立場は、問題解決が要請される環境紛争の現場であるからこそ重視されてきた。

このとき、NIMBYという態度や考え方は、環境リスクの社会的受容にかかわる意思決定の阻害要因であるとされてきたが、本研究では、問題に向き合わざるを得なくなった地域社会の現実に焦点をあて、それが「迷惑」であると感じとられ、認識される領域を画しているような関係性に着目する。そのうえで、出来事に対処する地域の巧みな戦術と直面する困難について論じながら、公益性と私権との関係とその折り合いのつけ方、また負担のあり方について、世代間の視点からいかに考慮すべきなのかを検討する。共同体に埋め込まれた経験や知恵を再評価するだけでなく、それがもつインターフェイス機能を通文化的に捉えなおすことで、環境リスクの配分と社会安全(無事であること)との「共生の再構築」をめぐる問題に迫るとともに、過剰な効率性により失われた地域の自立性を回復させるような固有の地域社会、あるいは個人と全体社会との相互承認のあり方を提示する必要がある。

(注) NIMBYは、Not-In-My-Backyard(社会的必要性は理解するが、自分の裏庭に

はあって欲しくない)の略。ニンビィ。

### 2. 研究の目的

ある特定の地域で環境リスクの受容にかかわる意思決定を社会的に図ろうとするとき、それはどのようなかたちで正当化/正統化されるのだろうか。そこでは、誰が意思決定の枠組みや原案をつくるのが望ましいと考えられ、地域社会の合意としてレジティマシーを獲得するためにはどのようなプロセスを経る必要があるのかが問われることになるだろう。そしてまた、導かれた結果に対する正当性はいかに保証されるべきか、一連のプロセスのなかで、そこに長く住んでいるという要所やそこに住み続けたいという思い、土地に対する精神的なこだわりといった生活環境の特質にかかわる点がどの程度まで顧慮されるのか。

本研究では、こうした課題に対し、環境にかかわる従来の社会理論における理論的、実証的な諸研究がどのような答えを用意してきたのか、各地での詳細なフィールドワークによって得られた知見を照射する。そのうえで、災害型環境リスクによる環境破壊の実態が顕在化するなかで、震災からの復旧、復興という「公共の正義」に対し、環境リスクの配分に関わって争点化されるNIMBYという課題への社会的承認をいかに図るかを問い、環境リスクの社会的受容に関わる意思決定をめぐる阻害要因であるとされてきたNIMBYという態度や考え方に焦点をあて、公共性と私権の関係とその折り合いのつけ方、負担のあり方について世代間の視点からいかに考慮すべきなのかを検討する。

### 3. 研究の方法

NIMBYを主題とするような地域社会における環境紛争をめぐる、賛成・反対それぞれを正当化/正統化する根拠はなにかが問われなければならない。また現実的には、環境リスクの受容をめぐるさまざまな場が設定され、さまざまな方法が試みられているが、それらがうまくいくとすれば、それはどのようにして可能であったのか、またうまくいかないとすればどのような理由からか、地域固有の紛争場面の分析を通してあきらかにしていく必要に迫られている。だからこそ、その筋道や関与するアクターなど合意にかかわる要因は多様であり、それぞれの地域やそれぞれの場面において、いかに自己納得し他者理解を促すことができるかが求められるだろう。

本研究では、「リスク社会」の到来が告げられてから久しいが、全般化した環境リスクの受容をめぐる、「迷惑」と「必要」の必然性にいかに対処するのか。ノイズを排除し徹底的に合理的なコミュニケーションをとったり、ローカルポリティクスのなかで住民運動を動員し反対政治を組織したりすることによって問題解決の突破口を見出すので

はなく、それぞれの地域における構造的な制約条件をあきらかにすることにしたい。問題を主体的に選択するというだけでは理解することができない、はからずしも引き受けてしまうような相互承認のあり方を問いかける問題提起に他ならないと位置づけ、なぜそのような問いを引き受けることができないのかを丹念なフィールドワークによって明らかにする。

#### 4. 研究成果

事実上は有限であるが当面は無限とみなし、因果関係をあきらかにすることができる一定の範囲内で責任をとるような空間と、そのもとで想定される永劫の時間である過去・現在・未来が因果関係につらぬかれ、一直線に前進してゆくような時間とは、もはや保証されるものではなくなっている。だからこそ、わたしたちは「サステナビリティ」や「持続可能な開発」といった標語に市民権をあたえ、大量生産、大量消費と大量廃棄に彩られた社会経済システムの延命を図ろうと試みる一方で、「必ずしも因果関係を直接的に論証できないような関係」(時間的制約)を「どこかで誰かが引き受けなければならない」(空間的制約)ときに立ち現れるアポリアを不可視で蓋然性の高い環境リスクを科学の論理によって透明化し、間接的な因果関係を啓蒙と矯正の論理によって直接化するための技法を用意してきた。

にもかかわらず、廃棄物処理をめぐる環境をめぐる支配/抵抗をめぐるレジティマシー獲得競争が続けられるなかで、リスクの受容に関する手続きが活性化しながらも、それが結果にかかわる最終的な判断と十分にリンクしていない。また、環境リスクへの認識の高まりとともに、わたしたちは、これまで以上に不透明なリスクの配分にかかわる問題に対し自分自身で納得のいく実践を選択したいと考えるようになるだろう。一方で、市民社会やコミュニティの活力を積極的に統治に利用しようとする関心を惹き起こしながら、他方では周辺化されつつある地域に環境負財を再配分しようとする動きが強化されつつあるなかでその必要性が再編されようとしている。問題解決に向けた手続きへの関心が上昇する傍らで、その結果に関する認識が低下するような事態が進んでいることをあきらかにした。

具体的には、以下の調査研究を通じ、リスクの配分をめぐる、手続きにおいては「透明」だが、結果において「間接的な因果関係を引き受けざるをえない」誰か、あるいはどこかを想定する点において「不透明」でありながら、生活世界の存在根拠を基点にこれを承認するような「新たな連帯の形式」を可能にする諸条件を提示した。

##### (1)理論的支柱の形成

環境社会学におけるリスク論の研究史を

整理しながら、その社会的受容をめぐる、より汎用性の高い意思決定の論理がいかに通文化的で一般的な社会分析の枠組みになるのかを検討し、「補償」という概念に着目した。そして、環境リスクの社会的受容をめぐる合意形成において対立する「個」と「公」の関係を「共」に開く「補償」のあり方について、豊富な議論の蓄積をもつ法学分野における諸研究や実践の成果を参照にしながら、社会学的研究によっていかなる地平が開けるのか。環境社会学研究における「補償論」の組み立てについて課題を整理するための検討をおこなった。

##### (2)フィールドワーク等

石川県輪島市、長野県大町市等でのフィールドワークをもとに、産廃処分場の立地という典型的な環境リスクの受容をめぐる、みずからの立場や主張の正当性を「環境」という課題に求めて競う社会紛争のメカニズムを析出したうえで、わたしたちが依拠してきた、ときに「便所のないマンション」とも揶揄される社会・経済システムを支えてきた価値観や生活世界の存在根拠、換言すれば、<大量生産・大量廃棄社会>の内部の人びとの日常意識と無限幻想を支えてきた社会構造を生活世界の实相から問いなおした。

東日本大震災によって発生した震災がれきの広域処理をめぐる生じた社会的コンフリクトと、福島第一原発事故によって生じた放射性廃棄物(指定廃棄物)の処理処分をめぐる地域紛争を取り上げ、全体社会の側の必要性が要請する「公共の正義」と個別社会の側の「受容の論理」とが交差する状況を表象するまなざしが社会的にいかにか生成されるのか、また、どのようなメカニズムによって出来事が問題化され、それに向き合う地域社会の意思や抗いがいかに客体化されるのかを明らかにした。

本研究では、震災がれきの広域処理をめぐる神奈川県横須賀市において、また指定廃棄物の処理処分をめぐる栃木県塩谷町を中心に宮城県加美町等でフィールドワークを行い、多面的なコンフリクトの实相をとらえ議論を展開した。

##### (3)環境年表の作成

2010年に環境総合年表編集委員会編により『環境総合年表 - 日本と世界』(すいれん舎)が刊行されたが、そのなかに位置づけられた「廃棄物問題一般」の項目に接続できるよう、震災がれきの広域処理および指定廃棄物の処理処分に関連する政策や地域社会の対応といった一連の出来事を環境年表にまとめ、当該問題における課題を整理した。

(1)~(3)の主たる成果をふまえ、本研究では、環境リスクによる環境破壊の実態が顕在化するなかで、その社会的受容をめぐる争

点化される私権と公益性の関係とその折り合いのつけ方(負担のあり方)について、地域間(空間的制約)と世代間(時間的制約)の視点からいかに考慮すべきなのか。理論的支柱を形成するための検討とフィールドワークによって得られた知見との相互参照によって、「補償」という観点から検討する意義と課題を明らかにした。それは、リスクの配分と社会安全との共生の再構築をめぐる問題に迫り、固有の地域、個人と全体社会との新たな承認と連帯の形式を社会学的「補償論」の立場から提示するための礎を成すものである。

今後は、本研究において獲得した成果をもとに「必ずしも因果関係を直接論証できないような関係」を「どこかで誰かが引き受けなければならない」時に現れるアポリアを直接化するために用意してきた問題解決のための技法や概念を再帰化する試みを通して、「公共の正義」と個別社会の側の受容の論理を正統化する「ローカルな正義」とを接合する知(接合知)や制度のあり方について検討を深めていきたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

土屋雄一郎, 2015「「迷惑施設」と合意形成」『都市問題』106号: 17-22, 後藤・安田記念東京都市研究所。(査読なし)

TSUCHIYA Yuichiro, 2014 “Social Conflicts over the Processing of Waste Contaminated with Radiation”, GLOBAL DISCOURSES AND LOCAL PRACTICES: TOWARDS A CREATIVE AND ARTICULATIVE KNOWLEDGE KYOTO INTERNATIONAL SEMINAR 2014, 54-55. (査読なし)

土屋雄一郎, 2013「震災廃棄物の広域処理をめぐって」『住民と自治』2013年5月号: 18-21, 自治体問題研究所。(査読なし)

TSUCHIYA Yuichiro, 2013 “Who should be responsible for the unwanted occurrences and how?-Possibility of solidarity based on communities for environmental risk-”, KYOTO INTERNATIONAL SEMINAR 2012 RE-CREATING COMMUNITIES IN A GROBALIZED SETTING, 35-42. (査読なし)

[学会発表](計2件)

TSUCHIYA Yuichiro, “Social Conflicts over the Processing of Waste Contaminated with Radiation” GLOBAL DISCOURSES AND LOCAL PRACTICES: TOWARDS A CREATIVE AND ARTICULATIVE KNOWLEDGE

KYOTO INTERNATIONAL SEMINER 2014, Nov.23.2014, Kyoto Univ.(Kyoto-city).

土屋雄一郎, 「誰に負を引き受けさせるのか - 震災廃棄物の広域処理をめぐる「地元」町内会の対応を事例に - 」第48回環境社会学会大会, 2013年12月14日, 名古屋市立大学(愛知県名古屋市).

[図書](計1件)

土屋雄一郎, 2016(近刊)「誰が「負財」を引き受けさせるのか - 震災がれきの広域処理をめぐる地域社会の対応 - 」鳥越皓之・足立重和・金菱清編『コミュニティの地平を切り開く』ミネルヴァ書房.

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

土屋雄一郎 (TSUCHIYA Yuichiro)  
京都教育大学教育学部 准教授  
研究者番号: 70434909

研究者番号:

(2)研究分担者

( )

研究者番号:

(3)連携研究者

( )

研究者番号: